

可燃ごみ用指定ごみ袋の無料交付による負担軽減措置 Q & A  
(新型コロナウイルス感染症に関する生活支援)

【対象者について】

番号	質問内容	回 答
1	昨年度（令和 2 年度）に、従来の負担軽減措置を受けたのですが、対象者になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>対象になります。</u></li> <li>（補足）</li> <li>・ 今回の措置は一時的かつ緊急避難的な対応のため、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなれば措置を解除します。よって、従来の負担軽減措置の枠組みについては予め考慮しないこととしています。</li> </ul>
2	今年度（令和 3 年度）に、従来の負担軽減措置を受けたのですが、対象者になりますか。	
3	同一世帯の中で、生活資金の融資を受けた者が複数いる場合、対象になるのは 1 人だけですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>いいえ。</u></li> <li>（補足）</li> <li>・ 今回の措置では、生活資金の融資を受けた方を対象にしていますので、同一世帯で 1 人という制限はありません。</li> </ul>
4	「生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）」と「生活福祉資金貸付制度（総合支援資金）」の特例貸付を受けたので、貸付決定通知書が 2 枚あります。この場合、2 回申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>できません。</u></li> <li>（基本的な考え方）</li> <li>・ 今回の措置の枠組みの中では、従来の負担軽減措置と同数のごみ袋を無料交付することとしていますので、1 人 1 回限りとしています。</li> </ul>
5	周知チラシに、『鳥取県社会福祉協議会が実施している「生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）」又は「生活福祉資金貸付制度（総合支援資金）」の特例貸付など生活資金の融資を受けた方を対象』となっていますが、市中銀行の貸付を受けた場合は対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>次の場合は対象になります。</u></li> <li>（1）貸付を受ける際に、住民票などの取得に際し、手数料の免除を受けたことが確認された場合。</li> <li>（2）添付書類の「貸付決定通知書」などにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響による生活資金の貸付であることが確認された場合。</li> <li>＊いずれにしてもクリーン推進課にご相談ください。</li> </ul>
6	アルバイト収入の減少により、貸与型奨学金（家計の急変によって利用できる奨学金）を受けたのですが、対象になりますか。	
7	売上げ減少により、個人事業主向け融資を受けたのですが、対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>対象になりません。</u></li> <li>（補足）</li> <li>・ 生活資金の融資を受けた方を対象にしており、事業継続のための融資を受けただけの場合は、今回の対象にはしていません。</li> </ul>
8	生活資金の融資は受けていないため無料交付の対象外ですが、対象者と同様に非常に生活資金に困窮しています。無料交付の対象にはならないのですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>対象になりません。</u></li> <li>（補足）</li> <li>・ 生活資金に困窮されている各世帯若しくは各人の生活状況を把握することは非常に困難であることから、今回の措置においては、①融資を受けるまで困窮されているということ、②他の機関の証明に類する書類等をもって確認できること、以上 2 点を理由</li> </ul>

		に対象とさせていただきます。誠に申し訳ないのですが、ご了承くださいますようお願いいたします。
9	今は米子市には住んでいないのですが、貸付を受けた時には米子市に住んでいました。この場合は対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>対象になりません。</u> (補足)</li> <li>・ このたび無料交付するのは、米子市のみで使用できる可燃ごみ用指定ごみ袋ですので、現在本市にお住みでない方への交付は予定していません。</li> </ul>

#### 【ごみ袋の容量変更について】

番号	質問内容	回 答
1	1人暮らしなので400の袋では大きすぎます。他の容積の袋に変更することは可能ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>条件付きで、可能です。</u> (条件)</li> <li>・ クリーン推進課から郵送される「引換券」を持って、市役所1階の総合窓口案内、淀江支所1階の地域生活課もしくはクリーンセンター1階のクリーン推進課までお越しいただければ変更できます。(スーパー、コンビニ、ドラッグストア等では変更できません。)</li> </ul>

#### 【添付書類について】

1	添付書類の「生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金)貸付決定通知書を失くしてしまいました。申請に際して、鳥取県社会福祉協議会に再発行を依頼しなければいけませんか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>依頼する必要はありません。まずは、クリーン推進課にご相談ください。</u> (補足)</li> <li>・ *鳥取県社会福祉協議会が貸付決定通知書の再発行を行わないことを確認していますので、鳥取県社会福祉協議会にお問い合わせを行うことはご遠慮ください。</li> </ul>
---	---	---